

入場無料

土岐市文化祭2009

第52回 土岐市美術展



幼少年の部

絵画・書道・立体

■日時

10月30日(金)～11月1日(日)午前9時～午後5時

■場所

セラトピア土岐・大ホール

一般の部

日本画・洋画・彫刻・陶芸・書道・硬筆書道・写真・

商業美術・手工芸

■日時

11月12日(木)～15日(日)午前9時～午後5時

※作品搬入日=11月5日(木)午前10時～午後7時

■場所

セラトピア土岐・大ホール ※搬入場所も同じ

第38回 土岐市民音楽祭

合唱・合奏・吹奏楽の部

■日時

11月8日(日)正午開演

■場所

文化プラザ・サンホール

バンド・軽音楽の部

■日時

11月15日(日)午後2時開演

■場所

文化プラザ・ルナホール



詳しくは、文化振興課(内線555)へどうぞ。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から11月中に送付されます。証明内容は、本年1月から

詳しくは、多治見社会保険事務所(☎ 0255-22-0255)へどうぞ。

9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です(10月1日以降に、本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月ごろに同様の証明書が送付されます)。平成21年中に国民年金保険料を納付した方全員に、この証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

多治見社会保険 事務所からの お知らせ

～大切に保管してください～

**社会保険料
(国民年金保険料)
控除証明書が
送付されます**